

防火管理と災害時の対応

利用者は、施設を利用するにあたり、次のことに留意して催事の運営・管理を行ってください。

- ◎利用期間中は災害の未然防止と催事従事者・出展者・来場者の安全確保が最優先です。
- ◎災害等に備え、利用者にて催事従事者・出展者・来場者の入場数の把握をお願いいたします。
- ◎災害等に備え、ご利用前に施設内の非常階段・避難誘導経路・避難誘導方法・屋内消火栓・消火器の位置を予めご確認ください。
- ◎催事従事者・出展者・来場者へ、避難経路・避難口の周知をお願いします。
- ◎災害等発生の際は、催事の管理責任者並びにスタッフの皆様は当センターの指示のもとに、催事従事者・出展者・来場者の安全確保にご協力をお願いします。
- ◎利用者は、当センターが東京都の防災拠点等として位置づけられていることを踏まえ、東京都が災害対策のために同施設を使用しようとするときは、可能なかぎり共助をお願いします。

1. 火災予防

[自衛消防隊の組織編成]

- ・自衛消防隊（通報連絡班・消火班・避難誘導班）を組織し、「予防管理組織及び自衛消防組織編成表」を作成して提出してください。

[禁止行為の解除申請]

- ・展示室において喫煙、裸火の使用、危険物品持込みは禁止行為です。
必要な措置を講じて消防署に禁止行為の解除申請を行ってください。
- ・解除の承認単位は、1催事につき1承認となりますので、複数の出展者が解除申請を行う場合は主催者責任で取りまとめてください。
- ・禁止行為の解除申請を行った場合は、消防署への提出書類の控を当センターに提出してください。

[展示室レイアウト]

- ・避難経路、避難口を確保してください。
- ・消防設備等（火災報知器、屋内消火栓、消火器等）の周囲は、1m以上の空地を確保してください。
- ・非常口を示す誘導灯は、1ヶ所以上視認できるようにしてください。
- ・小間内から避難通路が見えない場合は、小間内に誘導標識等を設置してください。
- ・通路は行き止まり（袋小路）を作らないでください。
- ・避難口に直結した主要避難通路は、全室・半室ともに幅1.8m以上、その他の補助避難通路は幅1.2m以上のものを確保してください。
- ・消防署による「禁止行為解除」の承認を得た火気等の設置場所は、出入口、階段等の避難施設から水平距離6m以上離して設置してください。
- ・装飾等の高さは、床上2.4m以下に限ります。但し、一部下がり天井部分はその限りではありません。
天井面に対し遮蔽をきたす装飾はできません。
煙感知器の感知障害やスプリンクラーの散水障害となります。
- ・パネル、幕類（カーテン、布類等）及び敷物（カーペット、畳等）については、防災加工処理済みのものを使用してください。
- ・施設内は、指定喫煙許可場所以外は禁煙です。

[会場責任者の役割]

- ・会場責任者は、次の事項については、責任をもって指導にあたってください。
 - (1) 歩行中及び装飾作業中の喫煙禁止
 - (2) 利用期間中の火気点検
 - (3) 非常口、消火器、火災報知器等消防用設備の使用可能状態の確認及び位置の周知徹底
- ・会場責任者は、利用期間中、必ず常駐して、催事や搬出入等の作業の状況を把握し、当センターと連絡を図りながら事故防止に努めてください。

2. 火災発生時の対応

展示室で火災が発生した場合は次の行動を実行してください。

- 火災を目視したら、防災センターまたは当センター 3 階事務室に通報してください。

■内線電話

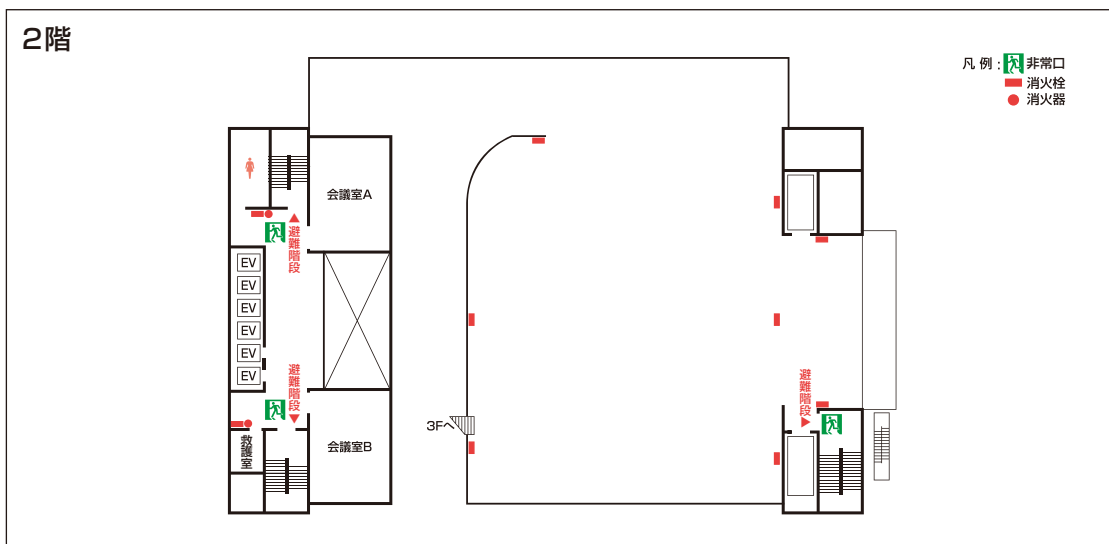
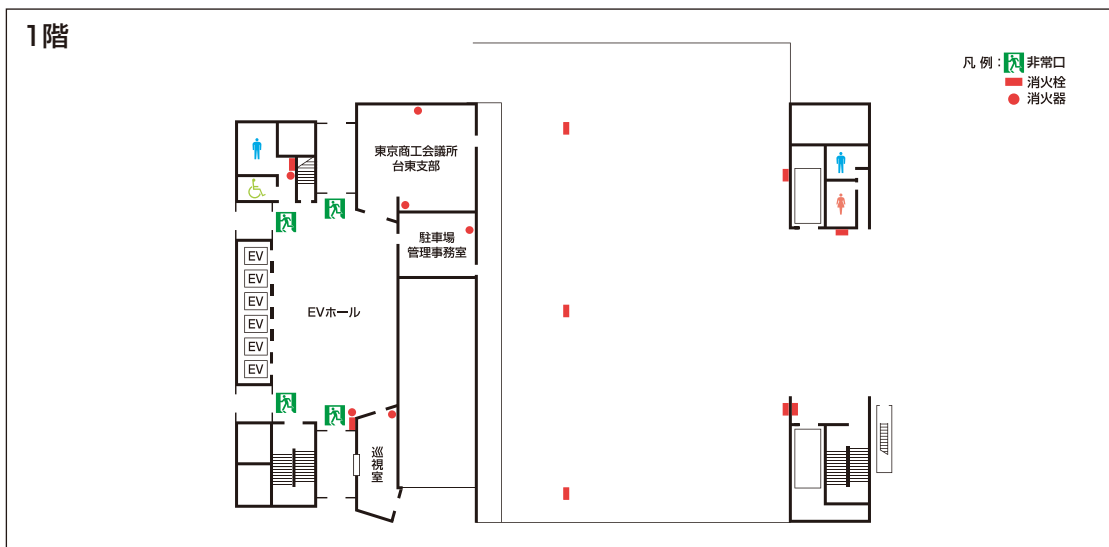
防災センター	201	3 階事務室	231
--------	-----	--------	-----

- 近くの消火器で初期消火を始めてください。
- 来場者の避難誘導を行ってください。
- 避難後、避難状況を報告してください。
 - ・全員避難したことを確認したところで、当センターに怪我人、火災等の状況、避難人数等を報告してください。
 - ・当センターから隣接する花川戸公園（一時避難場所）に避難し、集結します。

《避難階段の場所》

- ・乗用エレベーター側（館内の避難階段）
- ・バックヤードのベランダ（館外の避難階段）
- ・バックヤード 8 号機 荷物用エレベーター側（館内の避難階段）

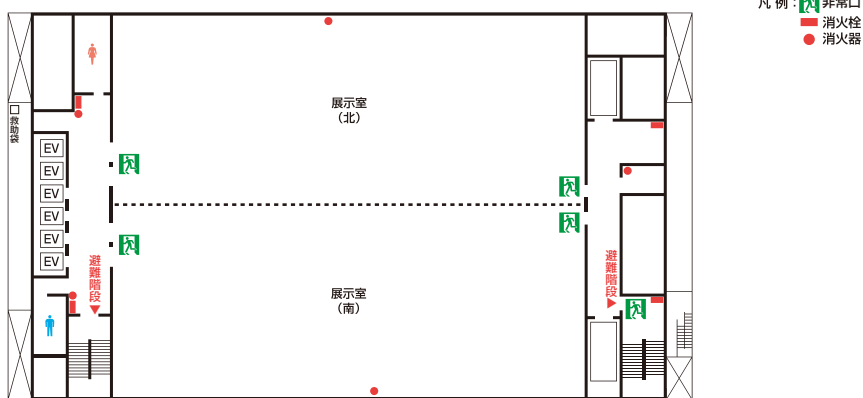
■館内避難経路図



3階



4階～7階



3. 災害時の対応

- 災害時の一時避難場所は隣接する「花川戸公園」です。
- 利用者は来場者を速やかに避難場所へ誘導するとともに、催事関係者も避難してください。
- 当センターの安全性が確認できるまで、施設に立ち入ることはできません。

■ 一時避難場所地図



東京都立産業貿易センターは、東京都の防災拠点として、大規模災害時に帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設に指定されています。

東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月1日施行）

東京都は「自助」「共助」「公助」の考え方にに基づき、帰宅困難者対策を総合的に推進する条例を施行しました。

大地震等により、鉄道、バス等の公共交通機関が停止した場合、当センターの安全性を確認した上で、センターの利用者、入場者のほか、周辺の買物客や行楽客などの行き場のない帰宅困難者の一時的な滞在施設として開放します。

東京都の方針に基づき、帰宅困難者に対して災害情報の提供、食糧、飲料水等を配布します。

東京都防災マップ <http://map.bousai.metro.tokyo.jp>